

新型コロナウイルス感染症関連情報

「持続化給付金サポート窓口」が開設されました！

新型コロナウイルス感染症の影響によりお困りの事業者の方への国による経済対策である「持続化給付金」について、県内の中小企業・個人事業主の皆さまが速やかに給付を受けられるよう、商工団体と連携して、申請に向けたサポートを行う「持続化給付金サポート窓口」が開設されました。

【受付内容】 持続化給付金にかかる制度紹介や申請の流れ、必要書類の説明等、制度全般に関する一般的なご相談に対応するなど、事業者の申請をサポートします。

【受付時間】 平日 8:30～17:15

○西部総合事務所(地域振興局内);TEL0859-31-9637 ○鳥取県庁商工政策課;TEL0857-26-7538
○中部総合事務所(地域振興局内);TEL0858-23-3985 ※県内各商工会議所、各商工会でも対応

また、経済産業省も、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を設置します。⇒米子会場【5/21～国際ファミリープラザ 2F】、境港会場【5/28～誠道小学校跡】

持続化給付金制度について ※商工業に限らず、幅広い業種が対象です。

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

【給付額】 **法人は200万円、個人事業者等は100万円** ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

【給付対象】

◆資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人のほか、フリーランスを含む個人事業者も広く対象となります。

◆給付対象の主な要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、(1)資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、(2)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

雇用調整助成金の特例措置が拡充されています

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度ですが、今回の新型コロナウイルスの影響を受け、特例措置が定められています。

○支給申請手続きの簡素化(記載事項の簡略化、添付書類の削減、計画届の事後提出)

○要件の緩和(生産指標要件、雇用量の増加・過去1年以内の受給実績・1年以上の操業等の要件、休業規模要件)

○助成率の引き上げ(休業手当・教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成額…中小企業4/5(解雇を行わない場合9/10)、上限8,330円/日、額及び限度日数に加算あり)

※受給要件等の詳細 [厚生労働省 雇用調整助成金](#) [検索](#)

雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999

お近くのハローワーク

米子 0859-33-3911, 根雨 0859-72-0065, 倉吉 0858-23-8609



※新型コロナウイルス関連の支援情報 国(経済産業省) <https://www.meti.go.jp/covid-19/>
県(企業支援課) <https://www.pref.tottori.lg.jp/290044.htm>

当財団としても、皆様からのご相談を随時受付しております。お気軽にご相談ください。